

しずぎん反復利用型マイカーローンの規定変更について

しずぎん反復利用型マイカーローンの規定を下記のとおり変更します。

記

1. 変更内容

■しずぎん反復利用型マイカーローン規定（当座貸越規定）

変更前	変更後
第1条（取引方法等） 1.～4.（略） 5.本取引に基づく当座貸越金は、第2項により提出した資料に基づく資金用途以外に使用することができません。	第1条（取引方法等） 1.～4.（略） 5.本取引に基づく当座貸越金は、第2項により提出した資料に基づく資金用途以外に使用する場合、借主から提出を受けた資料等に原本と相違するなどの誤りがある場合、もしくはこれらに該当するおそれのある場合、その他その使用が不適切と認められる場合には、銀行の判断により、使用できないことがあるものとします。
第11条（解約） 1.（略） 2.第8条の各号または第9条に該当するときは、銀行は本取引を解約することができるものとします。 3.（略）	第11条（解約） 1.（略） 2.第8条第1項もしくは第2項の各号または第9条第3項に該当するときは、借主が第1条第5項に違反したときは、銀行は本取引を解約することができるものとします。 3.（略）

2. 変更日 2020年8月3日（月）

<本件に関するお問い合わせ先> しずぎんダイレクトサポートセンター

フリーダイヤル 0120-286039 携帯電話・スマホからは 054-344-2026

電話受付時間／平日 9：00～20：00（12/31～1/3を除く）

以上